

平成30年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定について
(市町村分)

1 概要

- ・普通交付税額は3,028億円(対前年度比▲89億円、2.8%の減)
- ・普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は4,105億円(対前年度比▲111億円、2.6%の減)
- ・不交付団体は苅田町のみ(昭和50年度以降44年連続)
- ・全国市町村分の普通交付税は、対前年度比2.7%の減、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は2.5%の減

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度			平成29年度 (当初算定)			増減額 C - F G	増減率 G / F H
	普通 交付税 A	臨時財政 対策債 B	A + B C	普通 交付税 D	臨時財政 対策債 E	D + E F		
	政令市	92,271	73,006	165,277	96,384	75,457		
市	151,164	26,597	177,761	155,271	26,374	181,646	▲3,885	▲2.1
町村	59,398	8,035	67,433	60,058	7,986	68,044	▲611	▲0.9
市町村計	302,833	107,638	410,471	311,713	109,817	421,530	▲11,059	▲2.6

(注) 端数処理により、数値が合わないことがある。

【参考】算定に係る主な増減要因

① 基準財政需要額

社会保障関係費の自然増、障がい児保育の充実等による社会福祉費の増、元利償還金の増に伴う公債費の増

② 基準財政収入額

納税義務者数の増による市町村民税(所得割)の増、法人税額の増加による市町村民税(法人税割)の増、福岡都市圏を中心とした地価上昇による固定資産税(土地)の増

2 主な改正点及び特徴

(1) 障がい児保育に係る算定

保育所における受入障がい児数の実態調査を踏まえ、障がい児保育に要する経費について、各市町村の障がい児保育に係る財政需要を的確に反映するため、保育所在籍児童数及び人口による算定から、各市町村の「実際の受入障がい児数」による算定に変更。

【県内市町村分算定額 25 億円（影響額 +7 億円）】

(2) 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成29年度に引き続き支所の財政需要等を合併団体の一本算定（新団体で算定した額）に加算。

平成30年度は、図書館や社会体育施設、旧市町村における保健センター運営等に要する経費について、人口密度による需要額の割増し等の見直しを実施。

(3) 地域経済・雇用対策費の廃止

地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止に対応し、「地域経済・雇用対策費」による算定を廃止。

【県内市町村分影響額 ▲13 億円】

3 増減率が大きな団体

普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計の前年度に対する増減率が大きな団体は以下のとおり。

(1) 増加率の大きな団体と主な理由

鞍手町	7.8%	公債費（元利償還金）の増による需要額の増
宇美町	5.8%	社会福祉費（受入障がい児数を用いた算定）の増による需要額の増
筑紫野市	4.4%	社会福祉費（障がい福祉サービス利用者数の増）の増による需要額の増

(2) 減少率の大きな団体と主な理由

久山町	▲19.3%	市町村たばこ税の増による収入額の増
宮若市	▲9.4%	固定資産税（償却資産）の増による収入額の増
大牟田市	▲8.4%	市町村民税（法人税割）の増による収入額の増

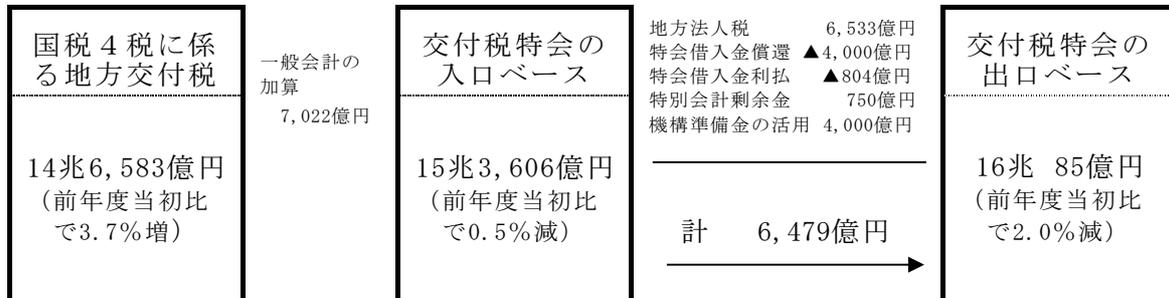
地方交付税制度の概要

1 地方交付税制度の目的

- **財政調整**→税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正。
- **財源保障**→全地方団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるよう所要財源を確保。

2 地方交付税の総額（平成30年度）

一般会計からの加算等により出口ベースの総額を確保（前年度当初比で2.0%減）。
臨時財政対策債は前年度比で1.5%減。



〔参考〕法定4税の額
所得税及び法人税の33.1%＋酒税の50%＋消費税の22.3%

以上は通常収支分に係るものであり、このほか東日本大震災分に係るものとして、別途、震災復興特別交付税を確保。

3 地方交付税の性格

- **地方団体の共有独立財源**→自治体の財政調整と財源保障のため、国が一括徴収する間接徴収形態の地方税。
- **使途に制限のない一般財源**→国が交付税の使途を制限したり、条件を付けたりすることは法律で禁止。
- **国と地方の税源配分を補完**→国と地方の歳入・歳出ギャップ（歳入は国：地方=3：2で歳出は逆）を補完。

4 地方交付税の種類

- 普通交付税→地方交付税総額の94%
- 特別交付税→ // 6%

5 普通交付税の額の決定

① 交付額

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)}} - \boxed{\text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)}} = \boxed{\text{財源不足額 (交付基準額)}}$$

② 基準財政需要額

各地方団体が自然的・社会的条件に対応して合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な一般財源

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

単位費用→測定単位1単位当たりの一般財源の所要額

測定単位の数値→行政項目ごとに量を測定する数値（例 国調人口、児童数(学校基本調査)等）

補正係数→団体ごとの自然条件や社会条件の違いによる財政需要の差を反映する係数

例 段階補正～地方団体の人口が増加するに従い、行政経費も増加するが、人口が2倍になっても、人口1人当たりの経費が割安となり、行政経費が必ずしも2倍を上回るとは限らないため、その経費の差を反映させる補正（スケールメリットの反映）

態容補正～行政の権能差（保健所設置市等）等を反映させる補正

③ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

6 地方交付税の交付

- 普通交付税→当該年度分を4月、6月、9月、11月の年4回に分けて交付。
- 特別交付税→当該年度分を12月と（翌年の）3月の年2回に分けて交付。ただし、地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を平成23年度から新設。

平成30年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

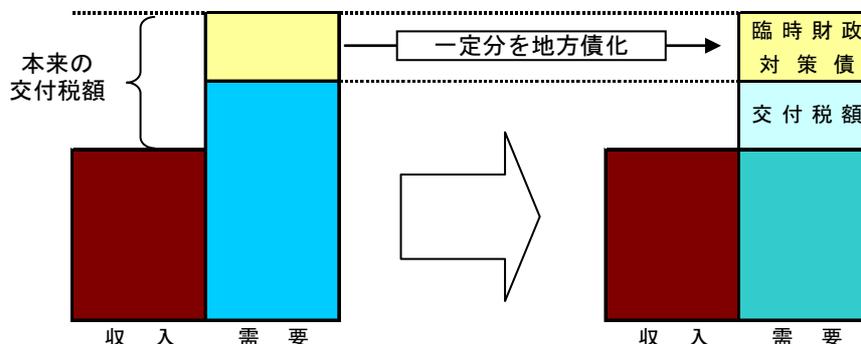
(単位: 百万円、%)

区分	平成30年度	平成29年度	伸率
大都市	73,006	75,457	▲ 3.2
都市	26,597	26,374	0.8
町村	8,035	7,986	0.6
計	107,638	109,817	▲ 2.0

(注) 端数処理により、計が合わないことがある。

2 臨時財政対策債の概要

平成30年度において、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から平成31年度までの間においても同様に発行）。なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

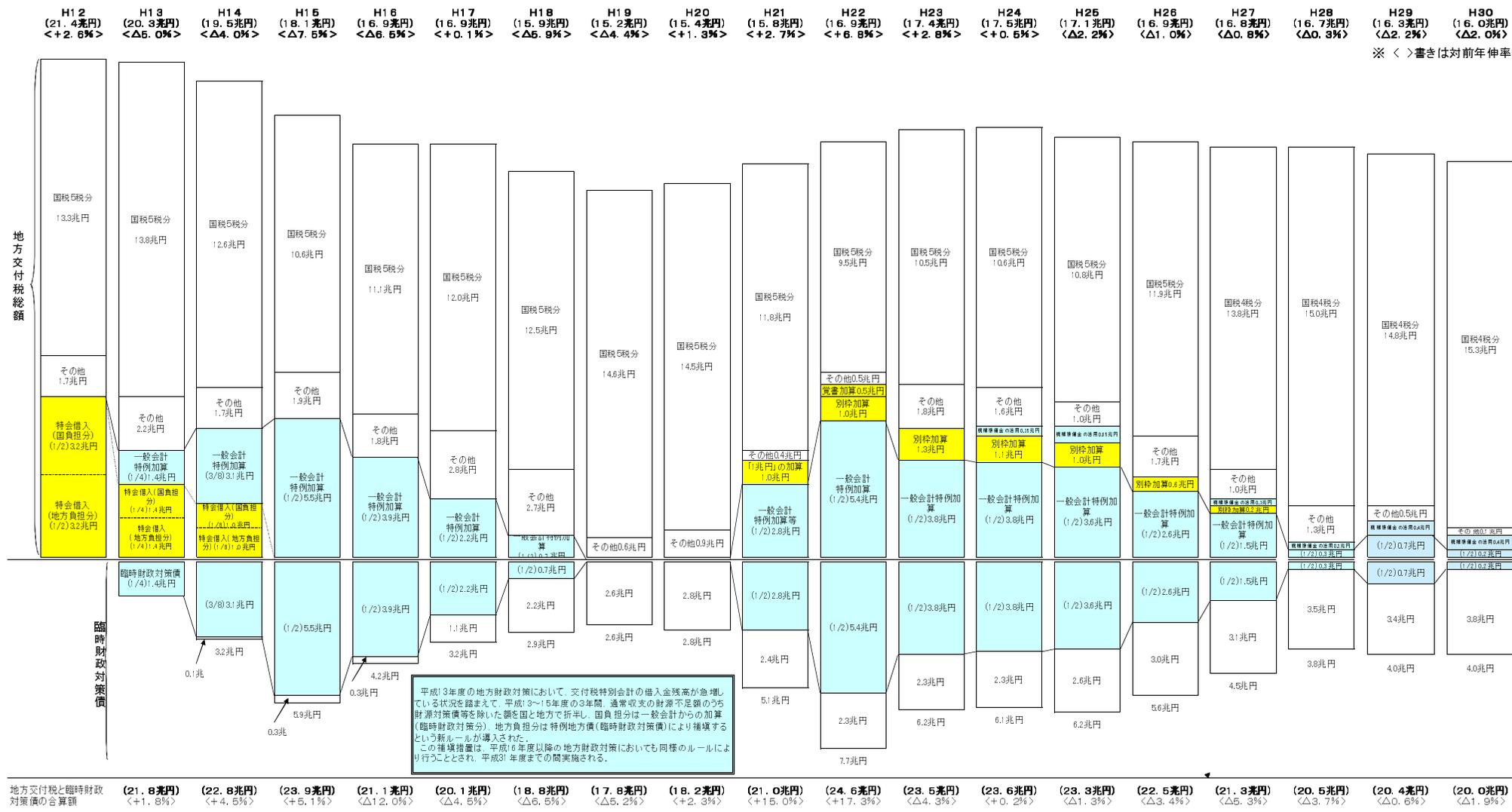


3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度から段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全に移行した。

- ① 人口基礎方式
全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出
- ② 財源不足額基礎方式
人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて逡増）

◆ 地方交付税等総額（当初）の推移（H12～H30）



平成13年度の地方財政対策において、交付税特別会計の借入金残高が急増している状況を踏まえて、平成13～15年度の3年間、通常収支の財源不足額のうち財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策債）分、地方負担分は特別地方債（臨時財政対策債）により補填するという新ルールが導入された。
この補填措置は、平成16年度以降の地方財政対策においても同様のルールにより行うこととされ、平成31年度までの間実施される。

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
※平成24年度以降は通常収支分。